

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

令和元年 5 月 24 日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）において、自動車検査証を電子化（ＩＣカード化）するとともに、国土交通大臣が継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を委託する制度（以下、「記録等事務代行制度」という。）を創設することとされた。

記録等事務代行制度の準備行為に関する改正法の施行期日は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内とされ、また、自動車検査証の電子化に関する改正法の施行期日は、公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内とされているところ、その施行に向けて、改正法において委任されることとされた自動車検査証に記載・記録する事項の整理をはじめ、自動車検査証の電子化及び記録等事務代行制度に関する制度整備等のために必要な規定を定める必要がある。

これらを踏まえ、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）等の関係省令について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両法施行規則の一部改正

道路運送車両法施行規則について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

①自動車検査証の記載事項と記録事項の整理

自動車検査証のＩＣカード化に伴い、自動車検査証の券面に記載する事項と搭載するＩＣチップに記録する事項を整理することとし、現在の自動車検査証に記載しているもののうち、「自動車検査証の有効期間の満了する日」や「使用の本拠の位置」等は券面に記載せず、ＩＣチップのみに記録することとする等の規定の整備を行う。

②自動車検査証の利用に関する規定の新設

自動車検査証のＩＣカード化に伴い、自動車検査証に搭載するＩＣチップの空き領域を民間事業者等が利用できることとしているところ、具体的に利用することができる者として、行政機関や独立行政法人、民間事業者のうち、道路運送車両に関する利便性の向上に資する者とする旨、及びこれらの者が自動車検査証を利用する際には自動車検査証の交付を受けている者にその利用の目的を明示し、同意を得なければならない旨を定める規定を新設する。

③記録等事務代行制度の創設に伴う所要の規定の整備

記録等事務代行制度の創設に伴い、委託に際しての申請、運輸支局長等から記録等事務代行者への自動車検査証への記録等に必要な事項の通知、委託することができない事務、特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者の要件、遵守事項その他委託制度の実施に必要な事項を定める規定を新設する。

(2) 自動車登録規則の一部改正

自動車検査証のＩＣカード化及び記録等事務代行制度の創設により、変更登録や移転登録に際して、運輸支局等への来訪が不要となる場合が生じることに伴い、変更登録等をしたときに国から申請者に行う登録事項の通知方法を書面によるほか、登録事項を電子情報処理組織から送信する方法を加えることにより、電子的に登録事項を通知できることとするために必要となる規定を新設するほか、所要の改正を行う。

(3) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）の一部改正

自動車検査証のＩＣカード化により、自動車検査証の様式を改めるほか、所要の改正を行う。

(4) その他関係省令の一部改正

以下の省令について、改正法における用語の見直し（「記載」→「記録」、「記入」を→「変更記録」）に伴う所要の改正を行う。

- ①自動車輸送統計調査規則（昭和35年運輸省令第15号）
- ②指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）
- ③軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年5月中旬～下旬

施 行：令和5年1月1日

（※改正法附則第1条第5号の規定により、2.（1）③の委託に係る準備行為は、令和4年5月23日から可能。）